

仕様書

公益財団法人東京観光財団

第1 件名

令和4年度東京ブランドアイコンを活用したシティドレッシング・広告掲出業務等委託

第2 目的

東京都及び公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）は、東京の持つ都市としての魅力をより印象的に発信するためのアイコンとキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下「アイコン」という。）を活用し、「旅行地としての東京」の魅力を国内外に発信していく取組を行っている。

本委託業務は、同時期に都内で開催される国際的なイベントに合わせて、都内におけるアイコンを活用した屋外広告等の集中掲出による都市装飾（以下「シティドレッシング」という。）やデジタルサイネージ等を活用したプロモーションを実施することで、都民及び訪都外国人旅行者等に対し、イベントの認知と参加気運の醸成を図るとともに、東京ブランドイメージの更なる普及・浸透と東京の都市としてのプレゼンス向上を図ることを目的とする。

第3 履行期間

令和4年10月11日から令和5年3月31日まで

第4 履行場所

TCVBが指定する場所

第5 実施コンセプト

1 東京ブランドコンセプト

東京都は世界に選ばれる「旅行地としての東京」を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、以下のとおり「東京のブランディング戦略」を策定した。本事業の実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとして決定したアイコンにこめられたメッセージを深く理解の上、事業の企画・実施にあたること。なお、アイコンとキャッチフレーズについても以下を参照すること。

- ・東京のブランディング戦略

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/tourism/plan/branding/>

- ・アイコンとキャッチフレーズについて

http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07_01.html

- ・Tokyo Tokyo 公式WEBサイト

<https://tokyotokyo.jp/ja/home/>

2 アイコンの活用について

- (1) 本仕様書にて規定する装飾物や制作物については、原則としてアイコン等を使用したデザインとすること。
- (2) 東京のブランディング戦略の観点から、広告内容等本仕様書で規定するアイコンを利用した制作物について、東京都が指定するクリエイティブディレクターが監修・確認を行う。確認に要する期間も考慮し、スケジュール作成には十分な余裕を持つこと。また、受託者はクリエイティブディレクターと密接に連携し進めること。

第6 委託内容全般

1 委託内容

- (1) シティドレッシング業務（大手町・丸の内・有楽町（以下「大丸有」という。）エリア）
- (2) デジタルサイネージ等を活用したプロモーション業務（都内区部4エリア）
- (3) 広告デザイン・掲出業務（新宿駅西口地下4号街路及び新宿西口広場）
- (4) 広告掲出業務（新宿駅西口地下4号街路）

2 全体について

受託者は本事業を効果的かつ効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

- (1) 委託業務や提案事項について、円滑な調整、確認が行えるよう、受託後から報告書提出までの業務スケジュールを提出すること。全体スケジュールの他、各掲出媒体の決定後、速やかに入稿・掲出期間を含む媒体ごとのスケジュールも提出すること。また履行にあたっては、進捗状況を綿密に報告し、各工程で適宜TCVBへ確認を行い、都度修正指示等に従うこと。
- (2) 実施体制を明確化し、パートナー会社含め、体制管理を徹底すること。
- (3) 企画提案時から受託決定後の装飾実施に至るまで、掲出先ごと（装飾にかかる規定や制限等を含む）の最新状況を把握し、媒体側と円滑な調整が可能な体制を構築・維持すること。
- (4) 業務の履行にあたり、関連する法令・条例等を遵守の上、設置場所所有者等の関係者や関係機関等と必要な調整を行うこと。許諾、申請手続き等が必要な場合は、必要な書類等を作成し、関係する申請先への申請手続等を行った上、必ず許可を受けてから作業を行うこと。なお、申請手続きは受託者の責任にて行い、これに要する費用は受託者の負担とする。
- (5) 本仕様書にて指示する装飾物や掲出物（以下「装飾物等」という。）と広告の制作・掲出と必要な一切の費用（媒体の購入費、デザイン・制作費、印刷費、取り付け・撤去、保管に係る費用（必要に応じて再設置等含む））は、本受託経費に含めること。また、デザイン制作を行う上で使用するイラスト、写真等の素材についての購入、作成、使用許可等に係る経費についても、全て本受託経費に含めること。
- (6) 媒体毎に掲出先（媒体社等）との間に生じる入稿までに必要な対応（リサイズ等フォーマット変更、DTP修正等）とそれに係るすべての調整を行うこと。
- (7) 前項のほか、本契約で制作するデザインについては、国内空港（東京国際空港及び成田国際

空港)等の掲出媒体に掲出することを想定している。TCVB から別途デザインデータのリサイズやフォーマット変更、画像処理やファイル変換等を依頼する場合はそれに従うこと。併せて掲出媒体に適したキャッチコピー等のメッセージを入れる等の調整を行うこと。作業にかかる経費については、全て本受託経費に含めること。

(8) 装飾物等の設置・管理等にあたって、次の点に留意すること。

- ア 指定期間内に完了させるための方策や、事故や時間内に完了できない場合等に備えたバックアップ体制について検討し、作業開始前までに紙面にて管理体制図を提出すること。作業後は媒体及び掲出箇所において、掲出確認を行うこと。
- イ 装飾物等の対象媒体となる掲出先のポリシーや規定等を確認し、それぞれに応じた対応を行うこと。
- ウ 設置・撤去の際は、通行者や車両等の安全を確保できる体制で実施し、設置場所の管理者等からの指示があればそれに従うこと。
- エ 装飾物等の管理について、掲出期間中は定期的な点検を行い、破損・汚損・滅失を発見した場合は速やかに交換又は修復対応を講じること。
- オ 装飾物等を処分する際は関係法令に則り適切に廃棄し、処理状況を報告すること。
- カ 台風や暴風雨等の悪天候により継続して設置・掲出が困難であると判断した場合は、TCVB と協議の上、設置場所の管理者等の指示に従い速やかに撤去等を行い、天候の回復を待って再度設置する等の対応を行うこと。

第7 委託内容詳細

1 シティドレッシング業務

事業目的をふまえ、令和5年2月27日及び28日に東京国際フォーラム(千代田区)を主な会場として開催されるグローバルイベント2023(以下「グローバルイベント」という。)の開催に合わせ、大丸有エリアにおいて高い広告効果の見込まれる掲出先を複数選定し、アイコン及びイベント名称、イベントロゴ・キービジュアル等を用いた統一的なデザインによる装飾等により、シティドレッシングを実施すること。

実施にあたっては、都民や海外参加者等に対し、グローバルイベントの認知と参加気運醸成、東京の都市としてのプレゼンス向上を図る内容とし、以下の業務を行うこと。

(1) 企画立案

具体的な訴求対象や媒体特性、エリア特性等を考慮の上、装飾全体にかかる企画方針(コンセプト・テーマ等)を示すこと。

(2) デザイン・制作等業務

ア 装飾媒体(掲出先)の確保

以下の条件を満たす装飾媒体(掲出先)を確保すること。

(ア) 実施エリア

グローバルイベントの開催場所である有楽町エリア(東京国際フォーラム及びJR有楽町駅周辺)を中心に、大手町・丸の内エリア近辺(JR東京駅周辺その他都民や訪都旅行

者の往来する頻度の高いエリア)でも実施すること。

(イ) 対象とする媒体等 (掲出物)

実施エリア内の主要駅やランドマークとなる商業施設内外、主要幹線道路等に (隣接して) 設置される屋外広告 (OOH)、街路灯フラッグ、フェンスバナー、壁面バナー等、その他往来者の閲覧頻度の高い効果的な媒体を対象とし、同一エリア内で複数を組み合わせること。

提案にあたり、掲出媒体等の特性を考慮し、広告の訴求対象を明確にした上で、掲出場所、装飾対象物の概要、装飾期間、及び想定閲覧者数 (リーチ数) 等を提案媒体ごとに記載することとし、想定リーチ数の合計をあわせて記載のこと。

なお、上記のほか、一部の媒体について TCVB から別途指定する場合がある。

(ウ) 実施期間

実施時期及び 装飾継続期間	令和5年2月22日 (水) から2月28日 (火) を含む2週間程度 ・上記期間内で少なくとも、1週間以上は継続掲出すること。 ・可能なかぎり、装飾の終期を2月28日 (火) とすること。 ・エリア内で複数媒体の装飾を行う場合、装飾対象物により装飾の実施期間が異なることは差し支えない。
------------------	--

イ 掲出物のデザイン・制作等

以下を踏まえたデザイン案を作成し、TCVB の承認を得た上で、制作すること。

(ア) デザイン・制作については、「第5実施コンセプト 1 東京ブランドコンセプト」に基づき、都民や海外参加者等の嗜好や特性に合ったデザインを提案・制作すること。デザインの一部にアイコンを用いるとともに、同時期に実施されるグローバルイベントの名称及び開催日、イベントロゴ、キービジュアル等と組み合わせたデザインとすること。なお、グローバルイベントの開催概要及びイベントロゴ及びキービジュアルのデザイン等については、指名通知後に別途指名通知対象事業者に送付する。

(イ) 別途 TCVB が支給する「広告ガイドライン」を参照の上デザインを提案・制作すること。なお同資料に記載の基礎的な広告素材 (東京ブランドビジュアル画像及びイメージ映像) については、受託後別途 TCVB より提供可能とするが、デザイン提案にあたっては、TCVB が提供する素材の他幅広いリソースを活用すること。なお、必要に応じて各媒体に合わせて基礎的な広告素材のレイアウト・リサイズ等の調整を行うなどの対応も可能とする。

(ウ) 前項に関わらず、一部または全部の媒体について、TCVB から規定のデザインデータを提供する場合がある。TCVB より提供する画像・映像等の広告素材については、掲出媒体に合わせてレイアウトやリサイズ等の調整を受託者が実施すること。

(エ) 装飾物等や広告素材ごとに2回以上 TCVB の校正を受けること。入稿前に本紙校正による色校正を行うため、プリントしたカットサンプルを TCVB が指定する場所 (東京2

3 区内) に発送すること。入稿した最終広告データは TCVB 宛に PDF でも提出すること。

(オ) 入稿前に東京都、TCVB が指定するクリエイティブディレクターに内容確認を行うものとする。その承認を受けた上で各媒体が定める入稿期限までに入稿作業を行うこと。なお、入稿した最終広告データは TCVB 宛に PDF でも提出すること。

(3) 装飾物等の設置・取付、管理・保管、撤去(処分)等

ア 履行にあたり「第6 委託内容全般 2 全体について」に留意すること。業務全般の管理監督者(当該業務に関し十分な知識・経験を有する者)を設置し、安全かつ適切に行うこと。

イ 掲出先(媒体社等)、設置場所の管理者等と綿密な調整を行い、トラブルなく実施すること。

(4) 掲出後の報告及び効果測定

ア 広告掲出開始後、掲出媒体及び広告掲出施設等において掲出確認を行い、速やかに掲出後の写真を電子データで提出すること。写真は概ね500 万画素以上で撮影したデータとする。

イ 本事業の効果を把握するため、装飾実施にかかる広告効果を把握し、報告すること。報告にあたり、具体的な効果測定方法及びアウトプットイメージ(各掲出広告の閲覧者の推定値については、計算式を用いて算出し、根拠をもって示すこと)を提案し、TCVB と協議、確認の上、実施すること。

2 デジタルサイネージ等を活用したプロモーション業務(都内区部4 エリア)

事業目的をふまえ、グローバルイベントの開催に合わせ、都内区部4 エリア(八重洲・日本橋・渋谷・虎ノ門)において、デジタルサイネージ等高い広告効果の見込まれる掲出先を選定し、アイコン及びイベントロゴ・キービジュアル等を用いた統一的なデザインによるプロモーションを実施すること。

実施にあたっては、都民や海外参加者等に対し、グローバルイベントの認知と参加気運醸成、東京の都市としてのプレゼンス向上を図る内容とし、以下の業務を行うこと。

(1) デザイン・制作等業務

ア 広告媒体(掲出先)の確保

以下の条件を満たす広告媒体(掲出先)を確保すること。

(ア) 実施箇所

都内4 エリア(八重洲・日本橋・渋谷・虎ノ門)

駅構内及び駅周辺など、都民や訪都旅行者の閲覧頻度が高い箇所で実施すること。

(イ) 選定する媒体等

実施エリアの主要駅、ランドマークとなる商業施設内外、主要幹線道路等に(隣接して)設置されるデジタルサイネージ、その他ディスプレイを活用した視認性の高い映像広告等、往来者の閲覧頻度の高い効果的な媒体を選定すること。

提案にあたり、掲出媒体等の特性を考慮し、広告の訴求対象を明確にした上で、掲出場所、掲出物の概要、掲出期間、及び想定閲覧者数（リーチ数）等を記載することとし、実施箇所ごとの想定リーチ数の合計をあわせて記載のこと。

なお、上記のほか、一部の媒体について TCVB から別途指定する場合がある。

(ウ) 実施期間

実施時期及び 掲出継続期間	令和 5 年 2 月 2 2 日（水）から 2 月 2 8 日（火）を含む 2 週間程度 ・ 上記期間内で少なくとも、1 週間以上は継続掲出すること。 ・ 可能なかぎり、掲出の終期を 2 月 2 8 日（火）とすること。 ・ 同一箇所でも複数媒体の掲出を行う場合、掲出媒体により掲出の実施期間が異なることは差し支えない。
------------------	---

イ 掲出物のデザイン・制作等

以下を踏まえたデザイン案を作成し、TCVB の承認を得た上で、制作すること。

(ア) デジタルサイネージでの映像放映を提案する場合、受託決定後に TCVB より別途支給する映像素材（15～30 秒程度の映像を予定）にアイコンの挿入を行ったものを使用すること。また、掲出媒体に合わせてレイアウトやリサイズ、画像処理等の調整を行う場合、アイコン等や「第 7 委託内容詳細 1 シティドレッシング業務（2）デザイン・制作等業務」で作成したデザインを活用すること。なお、映像の支給時期は令和 4 年 12 月を予定している。

(イ) 前項のほか、静止画像のスライドショー等を提案する場合、基礎的な広告素材は「第 7 委託内容詳細 1 シティドレッシング業務（2）デザイン・制作等業務」で作成したデザインを使用すること。必要に応じて各広告媒体に合わせた広告素材のレイアウト・リサイズ、画像処理等の調整を行うこと。

(ウ) 前項に関わらず、一部または全部の媒体について、TCVB から規定のデザインデータを提供する場合がある。TCVB より提供する画像・映像等の広告素材については、掲出媒体に合わせてレイアウトやリサイズ、画像処理等の仕様調整を受託者が実施し、本受託経費内に含むこと。

(エ) 広告素材ごとに 2 回以上 TCVB の校正を受けること。必要に応じて入稿前に本紙校正による色校正を行うため、プリントしたカットサンプルを TCVB が指定する場所（東京 23 区内）に発送すること。入稿した最終広告データは TCVB 宛に PDF でも提出すること。

(2) 掲出物の設置・取付、管理・保管、撤去（処分）等

ア 履行にあたり「第 6 委託内容全般 2 全体について」に留意すること。業務全般の管理監督者（当該業務に関し十分な知識・経験を有する者）を設置し、安全かつ適切に行うこと。

イ 掲出先（媒体社等）、設置場所の管理者等と綿密な調整を行い、トラブルなく実施するこ

と。

(3) 掲出後の報告及び効果測定

ア 広告掲出開始後、掲出媒体及び広告掲出施設等において掲出確認を行い、速やかに掲出後の写真を電子データで提出すること。写真は概ね500万画素以上で撮影したデータとする。

イ 本事業の効果を把握するため、装飾実施にかかる広告効果を把握し、報告すること。報告にあたり、具体的な効果測定方法及びアウトプットイメージ（各掲出広告の閲覧者の推定値については、計算式を用いて算出し、根拠をもって示すこと）を提案し、TCVBと協議、確認の上、実施すること。

3 広告デザイン・掲出業務（新宿駅西口地下4号街路及び新宿西口広場）

事業目的をふまえ、令和5年2月1～3日にヒルトン東京（新宿区）を主な会場として開催される世界30都市程度との首長級会議の開催に合わせ、新宿駅西口地下4号街路及び新宿西口広場においてアイコン及びイベントロゴ等を用いた統一的なデザインによる広告を掲出すること。実施にあたっては、海外参加者等に対し、国際会議開催都市としての気運醸成を図る内容とし、以下の業務を行うこと。なお、新宿駅西口地下4号街路においては、本事業掲出後に「第7委託内容詳細 4 広告掲出業務（新宿駅西口地下4号街路（柱）のみ）」で定める別の掲出物への貼替を行うこと。

(1) デザイン・制作等業務

ア 広告媒体（掲出先）

(ア) 掲出先

① 新宿駅西口地下4号街路（柱）

別紙1「新宿副都心四号線 屋外広告物（柱面） 掲出場所位置図」

② 新宿西口広場

別紙2「新宿駅西口広場 ブライトサインⅠ＆Ⅱ 壁面広告」におけるブライトサインⅠ（以下BSⅠという。）の柱、ブライトサインⅡ（以下BSⅡという。）の柱、BSⅠ壁面、壁面広告No.2、No.3、No.4、No.5

なお、①及び②に係る掲出媒体の確保は東京都・TCVBにて行うこととし、媒体確保にかかる費用は本契約には含めないこととする。並びに②に係る掲出媒体についてはデザイン業務のみとし、掲出物の制作、掲出及び撤去は本契約には含めないこととする。また、②の壁面広告No.3は、媒体の確保ができた場合にのみ実施する。

(イ) 実施期間

新宿駅西口地下4号街路（柱）	令和5年1月16日（月）から2月12日（日）までを予定 ※その後、別デザインに貼替え
新宿西口広場	令和5年1月30日（月）から2月12日（日）までを予定

イ 掲出物のデザイン（①新宿駅西口地下4号街路及び②新宿西口広場）

以下を踏まえたデザイン案を作成し、TCVB の承認を得た上で、制作すること。

- (ア) 「第5実施コンセプト 1 東京ブランドコンセプト」に基づき、海外参加者の嗜好や特性に合ったデザインを提案・制作すること。デザインの一部にアイコンを用いるとともに、同時期に実施される世界30都市程度との首長級会議のロゴを組み合わせたデザインとすること。なお、開催概要及びロゴのデザインについては、指名通知後に別途指名通知対象事業者に送付する。
- (イ) ①及び②全体で統一感のあるデザインとすること。①柱、②BSⅠ柱及びBSⅡ柱については、それぞれ掲載場所が複数あることを踏まえ、少なくとも計2種類以上のデザインを制作すること。
- (ウ) 指名通知後、別途TCVBが支給する「広告ガイドライン」を参照の上デザインを提案・制作すること。なお同資料に記載の基礎的な広告素材（東京ブランドビジュアル画像及びイメージ映像）については、受託後別途TCVBより提供可能とするが、デザイン提案にあたっては、TCVBが提供する素材の他幅広いリソースを活用すること。なお、必要に応じて各広告媒体に合わせて基礎的な広告素材のレイアウト・リサイズ等の調整を行うなどの対応も可能とする。
- (エ) 前項に関わらず、一部または全部の媒体について、TCVBから規定のデザインデータを提供する場合がある。TCVBより提供する画像・映像等の広告素材については、掲出媒体に合わせてレイアウトやリサイズ等の仕様調整を受託者が実施し、本受託経費内に含むこと。
- (オ) 広告素材ごとに2回以上TCVBの校正を受けること。入稿前に本紙校正による色校正を行うため、プリントしたカットサンプルをTCVBが指定する場所（東京23区内）に発送すること。
- (カ) 入稿前に東京都、TCVBが指定するクリエイティブディレクターに内容確認を行うものとする。その承認を受けた上で各媒体が定める入稿期限までに入稿作業を行うこと。なお、入稿した最終広告データはTCVB宛にPDFでも提出すること。

ウ 掲出物の制作（①新宿駅西口地下4号街路（柱）のみ）

以下を踏まえた制作物（ポスターシート）を、TCVBの承認を得た上で、制作すること。

デザイン：広告デザインは、3（1）イ「掲出物のデザイン」による。

数 量：別紙1「新宿副都心四号線 屋外広告物（柱面） 掲出場所位置図」（全256面）のうち、概ね3分の1程度（デザインは複数種類）

※数量や配置面等の詳細は、デザイン確定後にTCVBが指定するクリエイティブディレクターの監修を踏まえ、決定する。

サ イ ズ：A0（W841mm × H1,189mm）

素 材：塩ビ粘着シート（UVラミネート加工、中期用）

スリーエムジャパン株式会社 IJ1220NF、IJ4137 と同等級以上

※シートが適正であることを確認するため、メーカーの出荷証明書、品質管理とその維持を示す適正証明書（製品説明書）を提出すること。

そ の 他：作業前に、本紙校正による色校正を行うため、TCVB から貸与するデザインデータをプリントしたカットサンプルを実寸にて TCVB が指定する場所（東京 23 区内）に発送すること。

（２）掲出作業及び撤去作業（①新宿駅西口地下 4 号街路（柱）のみ）

ア 履行にあたり「第 6 委託内容全般 2 全体について」に留意すること。業務全般の管理監督者（当該業務に関し十分な知識・経験を有する者）を設置し、安全かつ適切に行うこと。

イ 関係者（媒体管理者、指定代理店等）と綿密な調整を行い、トラブルなく実施すること。

ウ 受託者の作業責任者立ち会いのもと、夜間施工にて行うものとし、土日祝祭日も施工日の対象とする。

エ 掲出作業は、原則既存ポスターを撤去した後、同じ場所に掲出するものとする。また、掲出期間終了後の撤去作業は、既存ポスターを含めた全 256 枚のポスターを撤去すること。

オ 掲出期間終了時における既掲出広告の撤去に係る費用（廃棄含む）は、本契約に含むものとする。

（３）掲出後の報告及び効果測定（①新宿駅西口地下 4 号街路（柱）のみ）

ア 広告掲出開始後、掲出媒体及び広告掲出施設等において掲出確認を行い、速やかに掲出後の写真を電子データで提出すること。写真は概ね 500 万画素以上で撮影したデータとする。

イ 本事業の効果を把握するため、装飾実施にかかる広告効果を把握し、報告すること。報告にあたり、具体的な効果測定方法及びアウトプットイメージ（各掲出広告の閲覧者の推定値については、計算式を用いて算出し、根拠をもって示すこと）を提案し、TCVB と協議、確認の上、実施すること。

4 広告掲出業務（新宿駅西口地下 4 号街路（柱）のみ）

「第 7 委託内容詳細 3 広告デザイン・掲出業務（新宿駅西口地下 4 号街路及び新宿西口広場）」の広告掲出及び撤去後、別の掲出物への貼替を行うこと。

（１）制作等業務

ア 広告媒体（掲出先）

（ア）掲出先：新宿駅西口地下 4 号街路（柱）

別紙 1 「新宿副都心四号線 屋外広告物（柱面） 掲出場所位置図」における指定箇所に広告を掲出すること。掲出媒体の確保は東京都・TCVB にて行うこととし、媒体確保にかかる費用は本契約には含めないこととする。

（イ）実施期間

令和 5 年 2 月 13 日（月）以降の日程にて掲出を開始すること。

具体的な掲出開始日については、東京都・TCVB にて調整の上、受託後に通知する。

イ 掲出物の制作

以下を踏まえた制作物（ポスターシート）を、TCVB の承認を得た上で制作すること。

デザイン：広告デザインは、TCVB から別途提供する。

数 量：256枚（複数種類）

サ イ ズ：A0（W841mm × H1,189mm）

素 材：塩ビ粘着シート（UV ラミネート加工、中期用）

スリーエムジャパン株式会社 IJ1220NF、IJ4137 と同等級以上

※シートが適正であることを確認するため、メーカーの出荷証明書、品質管理とその維持を示す適正証明書（製品説明書）を提出すること。

そ の 他：作業前に、本紙校正による色校正を行うため、TCVB から貸与するデザインデータをプリントしたカットサンプルを実寸にて TCVB が指定する場所（東京23区内）に発送すること。

（2）掲出作業

ア 履行にあたり「第6 委託内容全般 2 全体について」に留意すること。業務全般の管理監督者（当該業務に関し十分な知識・経験を有する者）を設置し、安全かつ適切に行うこと。

イ 関係者（媒体管理者等）と綿密な調整を行い、トラブルなく実施すること。

ウ 受託者の作業責任者立ち会いのもと、夜間施工にて行うものとし、土日祝祭日も施工日の対象とする。

（3）掲出後の報告

広告掲出開始後、掲出媒体及び広告掲出施設等において掲出確認を行い、速やかに掲出後の写真を電子データで提出すること。写真は概ね500万画素以上で撮影したデータとする。

第8 提出物

業務終了後、以下について速やかに提出すること

1 実施報告書【出力したもの5部及び電子データ】

（1）A4版横、横書きカラーで作成すること。内容には記録写真・効果測定結果を含めること。

（2）目次や体裁等はTCVBと協議の上決定する。

（3）電子データはCD-R又はDVD-Rに収め、提出すること。

2 制作物等のデザインデータ

本委託業務のために制作したデザインデータをPDFデータ及び編集可能なデータ（拡張子eps、ai等）の状態でCD-R又はDVD-Rに収め、提出すること。

第9 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては本委託業務完了後に一括で行う。

第10 作成物・成果物に関する権利の帰属

- 1 本委託業務においては、著作権・肖像権等（以下「著作権等」という。）の取扱いに十分注意すること。
- 2 本委託業務の履行に伴い発生する成果物に対する著作権等は、全て TCVB に帰属する。
- 3 本委託業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本著作物の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。なお、TCVB は、成果物を当該事業以外で使用する場合があります。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- 4 本委託業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負う。
- 5 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

第 1 1 委託事項の遵守・守秘義務

- 1 受託者は、本委託業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- 2 受託者は、本委託業務の履行により知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

第 1 2 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。ただし、事前に文書により TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

第 1 3 個人情報の保護

- 1 別紙 3 「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。
- 2 本事業において保護すべき「個人情報」とは、本事業を遂行するために TCVB が収集・保管する情報のうち以下の事項をいう。
 - ・本事業の遂行にあたって入手した関係者の氏名・連絡先・メールアドレスなど
- 3 本事業実施にあたり、TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、別紙 3 「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。
 - ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
 - イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証書類

第 1 4 その他

- 1 本仕様書にない内容については、両者協議の上、決定する。

- 2 その他やむを得ない事情により仕様内容に変更が必要となる場合は、両者協議の上、変更する。
- 3 天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。その場合のキャンセルチャージ等の条件を見積書に明記すること。
- 4 TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

以上

(連絡先)
公益財団法人 東京観光財団
総務部観光情報課
電話 03-5579-2681